

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 26 日から 45 年 1 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を照会したところ、申立期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受け取った。

申立期間について、脱退手当金を請求したことは無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上、不自然である。

また、申立期間③の事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を基に、申立人の前後計100人から女性被保険者53人を抽出し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に被保険者資格を喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす11人について、その受給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を除いて一人のみであり、被保険者資格喪失日から支給決定までに要した期間は1年9か月である上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件で

ある 24 か月に満たない 5 か月であることを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間、39年4月から40年3月までの期間、同年4月から41年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から41年3月まで
④ 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間①については、生活が苦しく、申立期間③及び④については、自宅が水害に遭い、国民年金保険料を納付することが困難となったため、それぞれ申請免除の手続を行った。その際、申請免除の期間については国民年金を満額受給できないと言われたので、昭和44年頃に分割で納税組合を通じて国民年金保険料を追納したはずである。

また、昭和37年12月に結婚してすぐに納税組合に加入し、申請免除を受けた前述の期間以外の国民年金保険料を納付していたので、申立期間②の国民年金保険料も納付したはずである。

申立期間が未納及び申請免除のままとなっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④については、申立人は、納税組合を通じて国民年金保険料を追納したとしているところ、納税組合を通じて国民年金保険料を追納することはできない上、申立人の妻も、申立期間③及び④について申請免除となっている。

また、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の追納に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を追納したとする申立人の妻は既に亡くな

っていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、前述のとおり、申立人に代わって国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない上、妻自身も未納となっている。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、同年 4 月 30 日に一括して納付していること、及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は、同年 12 月 19 日に過年度納付していることがそれぞれ確認でき、「昭和 37 年 12 月の結婚後すぐに納税組合に加入し、国民年金保険料を納付していた。」とする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 52 年 2 月まで
私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、結婚するまで母が行っていた。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。